

危機管理体制（学内外対応窓口）	
<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口 （電場番号）03-5320-4509/東京都 （対応時間）9時～21時まで（土、日、休日を含む） （対応内容）新型コロナウイルス感染の予防に関することや、心配な症状が出た時の対応など。 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 感染したおそれがある者の相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター） 息苦しさ、強いだるさ、高熱などの強い症状のいずれかがある、高齢者や基礎疾患がある人で、発熱やせきなどの比較的軽い風邪症状がある、比較的軽い風邪が続き、感染が疑われる者。（厚生労働省5/8付新指針により） <u>下記URLを参考に最寄りの保健所へ電話で連絡の上、指示に従うこと。</u> （日中・夜間・休日） <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都／https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.html ・ 埼玉県／https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/shingatacoronavirus2.html ・ 神奈川県／https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/bukan_200114.html ・ 千葉県／https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/2019-ncov.html 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 学内・学外で感染した可能性がある者が発見された場合の学内体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染に関する教職員の申出・連絡窓口は、総務課(042-495-8616)：somu@my-pharm.ac.jp ・ 感染に関する学生の申出・連絡窓口は、学生支援課(042-495-8640)：gakusei@my-pharm.ac.jp ・ 感染に関する役員の申出・連絡窓口は、法人課(042-495-8807)：hojin@my-pharm.ac.jp <p>☆感染者が出た場合、本学安否確認システムを利用して学生・教職員・役員の安否の情報収集を行う。</p>	
予防対策及び適切な行動 （厚生労働省指導）	
<ul style="list-style-type: none"> ● 以下のとおり、予防対策及び適切な行動の徹底を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学入校の際に手指のアルコール消毒を徹底すること（大学内の主に出入口に消毒液を設置）。 ・ 咳、くしゃみの際はマスク、ティッシュ等で口・鼻を覆い、他人から顔をそむけること。 ・ 就業中にも適宜、手洗いを徹底すること（流水と石鹸で15秒以上行う）。 ・ 帰宅時にも同じ対応を徹底すること。 ・ 業務で医療機関等を訪問する際は、マナーとしてマスクを着用すること。 ・ 発熱、咳等の症状が出た場合には出勤せず、自宅から保健所等に相談し、大学へ連絡窓口に電話連絡等を行うこと。 ・ 勤務中に発熱、咳等の症状が出た場合は学内連絡窓口に連絡し、帰宅する等の措置を行うこと。 ・ 同居家族が発熱等を生じた場合には、自宅最寄りの保健所に電話連絡等を行うこと。 ・ 糖尿病や高血圧症、その他治療中の人は早めに主治医に発熱を感じた場合の対応について相談しておくこと。 ・ 不要不急の外出を避けること。 	
大学の清掃・消毒	
<ul style="list-style-type: none"> ● 通常の清掃に加え、ウイルスが付着しやすい箇所（※1）を水、洗剤、アルコールでふき取り清掃する。行事（イベント）がある際には、行事開始時と終了時に上記を行う。 ※1 机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、エレベータのボタン、トイレの流水レバー、便座等 ● 発症した者の居室では、当該学生、教職員の机とその周辺、触れた可能性がある箇所について、消毒剤（※2）によるふき取り清掃をする。 ※2 次亜塩素酸ナトリウムの（希釈）溶液、（希釈した）塩素性漂白剤、イソプロパノール、消毒用エタノール等 	
感染した者（同居人含む）の出校・出勤等の取り扱い	
<ul style="list-style-type: none"> ● 法に基づき、以下の対応とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生：学校保健安全法に定める第一種感染症に分類されるため、治癒するまで出席停止。 ・ 教職員：指定感染症（令和2年1月28日公布、2月1日施行）の政令により、治癒まで出勤停止。 （診断書及び治癒証明書を総務課へ提出のこと） 	
情報の収集	
<ul style="list-style-type: none"> ● 適宜情報収集に努める（以下参考）。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ） https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/ ・ 新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房ホームページ） https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html ・ 新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html ・ 海外安全ホームページ（外務省ホームページ） https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_009.html#ad-image-0 	